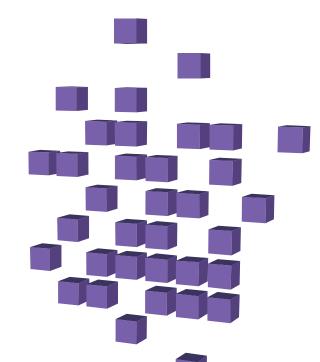


ナンバー・ディスプレイナンバー・リクエスト

使用説明書







ご確認ください!

「INSネット64」「INSネット64・ライト」「INSネット1500」 (総合ディジタル通信サービス)は、2024年8月31日(土)をもってサービスの新規販売は終了、2028年12月31日(日)をもってサービス提供を終了いたします。

なお、ご利用中のINSネット回線への付加サービス申込は2024年9月1日(日)以降であってもお申し込みいただけます。

詳細はhttps://web116.jp/phone/2028ins/をご確認ください。

●お申し込みは **「116**」

※携帯電話からは「0120-116000」

営業時間:午前9時~午後5時 土日・年末年始12月29日~1月3日を除き営業

●インターネットでも注文受付・情報提供実施中! (ホームページアドレス) https://web116.jp/





ナンバー・ディスプレイ

ナンバー・ディスプレイとは
通信機器の確認3
通信機器の接続に関する注意点4
通信機器の接続例 4
通信機器への表示内容
他のネットワークサービスと併せて ご利用いただく場合の留意事項 ·······7

ナンバー・リクエスト	オプション
ナンバー・リクエストとは	9
ナンバー・リクエストの操作手順	10
通信機器の確認	10
他のネットワークサービスと併せて ご利用いただく場合の留意事項 ······	11

その他

Y 1

電話をかける時(発信電話番号および発信者名通知方法)12
「発信者個人情報保護ガイドライン」について13
サービス利用マーク14

「ナンバー・ディスプレイ」および「ナンバー・リクエスト」の 高齢者無償化について

「ナンバー・ディスプレイ」および「ナンバー・リクエスト」を新規でお申し込みいただいた際に、70歳以上である旨または70歳以上の方と同居している旨をご申告いただいた場合、「ナンバー・ディスプレイ」および「ナンバー・リクエスト」の月額利用料および工事費を無料とします。

現在「ナンバー・ディスプレイ」および「ナンバー・リクエスト」をご契約中のお客さまにおかれましても、70歳以上である旨または70歳以上の方と同居している旨をご申告いただいた場合、月額利用料を無料といたします。

- ●事務用および法人名義は対象外です。
- 契約者や同居の方の年齢、同居していること等を確認するための書面を提出いただく場合があります。また、適用条件に合致しなくなった場合にはその旨を申し出ください。
- ●無料となる工事費とは以下の内容を指します。

<基本工事費>

「ナンバー・ディスプレイ」および「ナンバー・リクエスト」のみの工事 (「ナンバー・ディスプレイ」および「ナンバー・リクエスト」の同時工事 の場合を含む)の場合にかかる工事費

<交換機等工事費>

「ナンバー・ディスプレイ」および「ナンバー・リクエスト」の工事(回線に関する工事と同時の場合を除く)の場合にかかる工事費

「ナンバー・ディスプレイ」および「ナンバー・リクエスト」の 高齢者無償化に伴う、請求書の印字内容について

「ナンバー・ディスプレイ」および「ナンバー・リクエスト」の高齢者無償化施策にて、70歳以上である旨もしくは70歳以上の方と同居されている旨をご申告をいただき、月額利用料が無料となっている場合、請求が発生しないため、「ご利用料金内訳書」の「料金内訳名」欄に「ナンバー・ディスプレイ」および「ナンバー・リクエスト」が記載されないので、ご注意ください。

本施策詳細については、HPをご確認ください。 (https://flets.com/sagitaisaku/)

ナンバー・ディスプレイ





ナンバー・ディスプレイとは

- ●ナンバー・ディスプレイとは、電話に出る前に、かけてきた相手の電話 番号が電話機などのディスプレイに表示されるサービスです。
- ●かけてきた相手の電話番号が通知されない場合、その理由がディスプレイに表示されます。
- ●INSネットでは、従来より「発信者番号通知サービス」を基本のサービスとしてご提供しており、INSネット相互間と、ディジタル携帯電話およびPHSとの通信では、かけた方の電話番号(契約者回線番号またはダイヤルイン追加番号)が相手の方に通知されています。

通信機器の確認

- ●ナンバー・ディスプレイのご利用には、ナンバー・ディスプレイ対応の 電話機などの通信機器の設置とその設定が必要です。
- ●通信機器などに表示されている □マーク、(ロ)マークはサービス対応の目印です。
- ●ナンバー・ディスプレイに対応していない電話機をご利用の場合は、 ナンバー・ディスプレイ対応のアダプタを必ず設置してください。
- ●TA(ターミナルアダプタ)のアナログポートに、ナンバー・ディスプレイ対応の通信機器を接続して、INSナンバー・ディスプレイをご利用される場合、アナログポートがナンバー・ディスプレイに対応したTAの設置とその設定が必要です。



- ※TA(ターミナルアダプタ)のアナログポートに電話機を接続して、電話番号を表示させる場合、TAと電話機の両方がサービスに対応している必要があります。
- ▶▶▶お持ちの通信機器にディスプレイが付いていても、ナンバー・ディスプレイに対応していない場合はご利用になれませんのでご注意ください。

通信機器の接続に関する注意点

- ●本サービスの工事日までに、ナンバー・ディスプレイ対応の通信機器 にお取り替えのうえ、ナンバー・ディスプレイ機能を「利用する」にして ください。
- ※ボイスワープ、ボイスワープセレクトをご利用のお客さまは、P.7の留意事項も併せてお読みください。
- ※ナンバー·ディスプレイ対応の通信機器の設置とその設定がされていないと通話ができない、電話番号が表示されないなどの事象が発生します。
- ※ナンバー・ディスプレイに対応していない通信機器を接続した場合は、 短い断続した呼び出し音の後に通常の呼び出し音が聞こえますので、 通常の呼び出し音に変わってから、電話に出るようにしてください。通 常の呼び出し音に変わるまで5~6秒かかります。
- ※停電のときには、ナンバー・ディスプレイ対応の電話機を接続している場合でも、短い断続した呼び出し音の後、通常の呼び出し音が聞こえますので、通常の呼び出し音に変わってから、電話に出るようにしてください。
- ※ナンバー・ディスプレイを利用している電話回線に、ナンバー・ディスプレイ対応の通信機器と対応していない自動応答端末(留守番電話機やファクスなど)を同時に接続すると、接続方法によっては、電話番号の表示ができなかったり、途中で通話が切断される場合があります。通信機器の接続方法については、P.4~P.5の接続例をご参照ください。
- ※ご利用の通信機器によっては、IP電話をご利用中に加入電話に電話がかかってきても、電話番号も電話番号を表示できない理由も表示されない場合があります。
- ※通信機器の接続形態や機種により正常に作動しない場合があります。 詳しくは各メーカまたは販売店にお問い合わせください。

通信機器の接続例

次の例から、お客さまが現在のご利用の形態にもっとも近いタイプを選んでご参照ください。

◆1回線に接続できるナンバー・ディスプレイ対応通信機器は、基本的に 1台のみです。ご利用にあたっては、対応通信機器の設定が必要です。

例1:一般電話機とナンバー・ディスプレイ対応アダプタを接続する場合



- ①アダプタに添付されているコードを、 アダプタ背面の「電話回線コード差 し込み口」に接続し、もう一方を電話 機用コンセント(モジュラージャック) に接続します。
- ②電話機のコードを、アダプタ背面の 「電話機コード差し込み口」に接続します。

例2:ナンバー・ディスプレイ対応電話機を1台接続する場合



- 電話機用コンセント(モジュラー ジャック)に、ナンバー・ディスプレイ 対応電話機を接続します。
- ◆電話機とコードレス子機がセットに なっている場合は、親機を接続しま す。

例3:一般電話機とナンバー・ディスプレイ対応ファクスを接続する場合



- 電話機用コンセント(モジュラー ジャック)に、ナンバー・ディスプレイ 対応ファクスの電話機コードを接続 します。
- ②ファクスの外付け電話端子に、一般 電話の電話機コードを接続します。

例4:ナンバー・ディスプレイ対応電話機(ファクス、留守番電話機)など を2台接続する場合



- ①ナンバー・ディスプレイ対応通信機器を2台接続する場合、切替スイッチを設置します。
- ②切替スイッチから出ているそれぞれの電話機用コンセント(モジュラージャック)にファクス、電話機などを接続します。
- ◆切替スイッチには、スイッチ部分とモジュラージャックが一体になっている ものもあります。

例5:TA(ターミナルアダプタ)のアナログポートに接続している ナンバー・ディスプレイ対応電話機に電話番号を表示させる場合

アナログポートの ナンバー・ディスプレイ 機能『利用する』に設定

ナンバー・ディスプレイ 機能『利用する』に設定



INSナンバー・ディスプレイ対応TA (アナログポートがナンバー・ディス プレイに対応していることが条件)

- ナンバー・ ディスプレイ 対応電話機
- ●TA(ターミナルアダプタ)の、ナンバー・ディスプレイ機能を「利用する」に設定してください。
- ②ナンバー·ディスプレイ対応電話機のナンバー· ディスプレイ機能を「利用する」に設定してください。

通信機器への表示内容

●かけてきた相手の電話番号の通知状況によって、次のような内容が電話機やTA(ターミナルアダプタ)などのディスプレイに表示されます。

電話種別	電話回線のご利用形態	発信時の操作	表示例
加入電話・ INSネット からの発信 通常非通知	通常通知	相手の電話番号	[03
		「186」+相手の電話番号	
	「184」+相手の電話番号	「非通知」、「ヒツウチ」または「P」	
	·	相手の電話番号	
		「186」+相手の電話番号	
		「184」+相手の電話番号	「非通知」、「ヒツウチ」または「P」
公衆電話からの発信		相手の電話番号	「公衆電話」、「コウシュウデンワ」
		「186」+相手の電話番号	または「C」
		「184」+相手の電話番号	「非通知」、「ヒツウチ」または「P」
国際電話などで電話番号を 通知できない通話		相手の電話番号	F + - 100 + 1 F + 5° / 5 10 / 1
		「186」+相手の電話番号	「表示圏外」、「ヒョウジケンガイ」 または「O l 、「S l
		「184」+相手の電話番号	8,5,6,0,1,0,

注:ご利用の通信機器によって表示内容が異なる場合があります。

- ●一部通信事業者(移動体通信事業者、IP電話事業者、国際電話含む) 経由の通話で電話番号を通知できない着信、公衆電話からの着信に ついては電話番号は表示されず、電話番号を通知できない理由*が ディスプレイに表示されます。
 - ※「公衆電話」、「表示圏外」等
- ●かけてきた相手の利用電話回線が「通常非通知」のご契約になっている場合や電話番号の前に「184」をつけてかけてきた場合など、かけてきた相手の意思により電話番号を通知しない通話については電話番号は表示されず「非通知」表示となります。
- ●電話をかけてきた相手の方がIP電話から電話をかけてきた場合、電話番号および電話番号を表示できない理由*については、各IP電話事業者により異なります。また、表示された電話番号に折り返し電話をかけてもつながらない場合があります。(接続の可否および時期については各IP電話事業者により異なります。)
 - ※「非通知」、「表示圏外」等
- ●ご利用の通信機器によっては、IP電話をご利用中に加入電話に電話がかかってきても、電話番号も電話番号を表示できない理由も表示されない場合があります。

他のネットワークサービスと併せてご利用いただく場合の 留意事項

キャッチホン



●ナンバー・ディスプレイでは、お話し中にかかってきた割り込み電話の 電話番号は表示できません。

迷惑電話おことわりサービス



●迷惑電話おことわりサービスを利用中に、おことわりリストに登録している電話番号からかかってきた場合、全てメッセージ応答し、電話番号は表示されません(着信しません)。

ボイスワープ/ボイスワープセレクト





●転送先への電話番号の表示については、転送の設定状況により以下のようになります。また。転送の状況にかかわらず、発信者が電話番号を通知していることが条件となります。

[転送先(C)がナンバー・ディスプレイを契約している場合]



転送元(B)の転送条件により、転送先(C)に表示される電話番号は以下のとおりです。

- ●無条件転送(加入電話・INSネット) :発信者(A)の電話番号を表示
- ●無応答時転送(加入電話・INSネット):発信者(A)の電話番号を表示
- ●応答後転送(加入電話)
- :転送元(B)の電話番号を表示
- 話中時転送(INSネット)
- :発信者(A)の電話番号を表示
- ※INSネットのフレックスホン(着信転送)については発信者(A)の電話番号が表示されます。
- ※携帯電話への転送については、一部の事業者において電話番号の表示が可能となっております。

[転送先(B)がナンバー・ディスプレイを契約している場合]

Bがナンバー・ディスプレイを契約し、「無条件転送」を設定している場合、ナンバー・ディスプレイ対応の電話機などをナンバー・ディスプレイの工事日前に設置し、ナンバー・ディスプレイ機能を「利用する」に設定した場合には、工事が完了するまでの間、転送中である旨をお知らせする着信音が鳴らなくなります。なお、ボイスワープの自動転送は、正常に行われます。また、ナンバー・ディスプレイを廃止した場合も、ナンバー・ディスプレイ機能を「利用する」のままにしておくと、転送中である旨をお知らせする着信音が鳴らなくなりますのでナンバー・ディスプレイ機能を「利用しない」に設定してください。

代表機能



●着信する代表回線がナンバー・ディスプレイを契約している場合、電話番号が表示されます。

Fネット*



- ●Fネットの無鳴動着信の場合、電話番号は表示されません。
- ●Fネットの識別番号「161」が表示されます。
- *NTTコミュニケーションズ(株)が提供するサービスです。

ナンバー・リクエスト オフション



ナンバー・リクエストとは

●ナンバー・リクエストとは、電話番号を通知しないでかけたてきた相 手に、電話番号を通知してかけ直すよう音声メッセージで応答する サービスです。

■音声メッセージの内容■

「おそれいりますが、電話番号の前に、186をつけてダイヤルするな ど、あなたの電話番号を通知しておかけ直しください。| (音声メッセージは2回流れます。)

- ●ナンバー・リクエストのご契約には、ナンバー・ディスプレイのご契約も 併せて必要です。
- ●メッセージによる応答時には、呼び出し音は鳴りません。
- ■メッセージによる応答時には、かけてきた相手に通常の通話料金がか かります。
- ●お客さま自身のダイヤル操作で、開始/停止の設定が可能です。
 - ※ご契約時は「停止」の設定になっています。ご利用いただく前に「開 始しの設定をしてください。

お客さま自身で「開始」の設定をされなかった場合でも、サービス の利用開始日の翌営業日中を目途に「開始」となります。お客さま 自身で、開始/停止設定が可能ですが、一時的に「停止」された後、 再度ご利用になる場合は、お客さま自身で「開始」の設定が必要で

- ●一部通信事業者(移動体通信事業者、IP電話事業者、国際電話含む) 経由の通話で電話番号を通知できない着信、公衆電話からの着信に ついてはメッセージ応答せず、そのまま着信します。
- ●ナンバー・リクエスト契約者がお話し中の場合も、ナンバー・リクエスト は機能します。

ナンバー・リクエストの操作手順

●お客さま自身のダイヤル操作で、開始/停止の設定が可能です。

※ご契約時は「停止」の設定になっています。ご利用いただく前に 「開始 | の設定をしてください。

お客さま自身で「開始」の設定をされなかった場合でも、サービ スの利用開始日の翌営業日中を目途に「開始」となります。お客 さま自身で、開始/停止設定が可能ですが、一時的に「停止」さ れた後、再度ご利用になる場合は、お客さま自身で「開始」の設 定が必要です。

<mark>ガイダンス</mark> 「現在、このサービスは開始/停止しています。サービス の停止は数字の 0、サービスの開始は数字の 1を押して ください。1

- ※ガイダンスが流れる前に「O」や「1」をダイヤルすると、正常に作 動しない場合があります。
- ※ガイダンスの途中でも、「O | か「1 | のどちらかのダイヤル操作を 行えば、ガイダンスを聞かずに次の操作を行うことができます。

開始するとき

数字の 🚹 をダイヤル。



「サービスを開始いたします。」



② 数字の (1) をダイヤル。



「サービスを停止いたしました。」

設定完了。 電話をお切りください。 設定完了。 電話をお切りください。

※ナンバー・リクエストの開始/停止の操作には、通話料金はかかり ません。

※ガイダンスは2回流れます。

通信機器の確認

■INSネットでナンバー・リクエストをご利用になる場合は、通信機器 (TA:ターミナルアダプタなど)がナンバー・リクエストの開始/停止を 行う機能(スティミュラス手順)をサポートしている必要があります。

Y 9 10 X

他のネットワークサービスと併せてご利用いただく場合の 留意事項

キャッチホン



●お話し中にかかってきた割り込み電話が、電話番号を通知しないでかけてきた場合、キャッチホンは機能せず、ナンバー・リクエストのメッセージで応答します。

迷惑電話おことわりサービス



●迷惑電話おことわりサービスを利用中に、おことわりリストに登録されている電話番号からかかってきた場合、迷惑電話おことわりサービスのメッセージで応答します。

ボイスワープ/ボイスワープセレクト



●ボイスワープ、ボイスワープセレクト利用中に電話番号を通知しないでかかってきた場合、電話は転送されずに、ナンバー・リクエストのメッセージで応答します。

代表機能

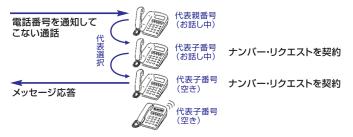


[代表親番号のみにご契約の場合]

- ●加入電話の場合、代表親番号に電話がかかってきた場合、お話し中であっても電話番号を通知しない通話に対して、ナンバー・リクエストのメッセージで応答します。
- ●INSネットの場合、代表親番号に電話がかかってきても代表親番号の契約者回線がお話し中の場合は、代表機能が作動し空いている代表子番号で着信します、着信した代表子番号にナンバー・リクエストの契約がない場合は電話番号を通知しない通話であってもメッセージ応答しません。(電話番号を通知しないすべての通話にナンバー・リクエストのメッセージで応答するためには、同一代表群内すべての契約者回線にナンバー・リクエストのご契約が必要です)

[代表子番号のみにご契約の場合]

●代表選択された子番号が空いていれば、電話番号を通知しない通話 に対して、ナンバー・リクエストのメッセージで応答します。



◆全てお話し中の場合は、電話はつながらず、かけた方には「プーッ、 プーッ…」というお話し中の音が聞こえます。

電話をかける時(発信電話番号方法)

■通常通知をお選びの方

通常のダイヤル操作で、電話番号を通知します。ただし、相手の電話番号の前に 184 をつけてダイヤルすると、その通話に限り、電話番号を通知しません。

(例) [184] +相手の電話番号

※TA(ターミナルアダプタ)やビジネスホンなど、通信機器の設定によって、電話番号を「通知する」または「通知しない」ことが可能です (ただし、通信機器に設定機能がある場合)。「通知する」に設定した場合でも、「1841のダイヤル操作で、非通知となります。

■通常非通知をお選びの方

通常のダイヤル操作で、電話番号を通知しません。ただし、相手の電話番号の前に 186 をつけてダイヤルすると、その通話に限り、電話番号を通知します。

(例) [186] +相手の電話番号

※TA(ターミナルアダプタ)やビジネスホンなど、通信機器の設定によって、電話番号を「通知する」または「通知しない」ことが可能です(ただし、通信機器に設定機能がある場合)。「通知しない」に設定した場合でも、「186 | のダイヤル操作で、通知となります。

▶▶▶番号通知方法の優先順位は以下の順番となります。

- 「184」「186」のダイヤル操作
- 2 通信機器の設定
- 3 回線の契約(「通常通知 |または「通常非通知 |)
- ※加入電話の場合、「184」、「186」をダイヤルした後に受話器から聞 こえてくる「プップップッ」という音を確認後、相手の電話番号をダイ ヤルしてください。(INSネットを除く)
- ※「常時通知拒否」をご契約のお客さまは、相手の方が「ナンバー・リクエスト」をご利用されている場合、相手の方に接続することはできません。その際「184」、「186」を付加しての通話もできませんので、ご注意ください。

「発信者個人情報保護ガイドライン」について

総務省(旧郵政省)は、本サービスにより通知された電話番号が不当に利用されることを防止するため、平成8年11月に「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を制定しました。このガイドラインは、本サービスの事業用利用者を対象とし、番号情報の適正利用を促しています。総務省(旧郵政省)は同年11月に関連業界に対しガイドラインの周知を行いました。弊社では、発信電話番号情報を適正にご利用いただくよう、サービスをご利用いただくお客さまに対して、ガイドラインをご理解いただくよう努めるとともに、電話サービス契約約款などに盛り込みました。「発信者情報通知サービスのご利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を尊重してご利用願います。

■発信者情報通知サービスの利用における 発信者個人情報の保護に関するガイドライン

1. 目的

このガイドラインは、発信電話番号等発信者に関する個人情報を通知する電気通信サービス(以下「発信者情報通知サービス」という。)の利用者を対象として、通知を受けた個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、発信電話番号等発信者に関する個人情報及びこれに結合して保有される個人情報を保護することを目的とする。

2. 定義

(1)発信者個人情報

発信者情報通知サービスにより通知される個人に関する情報であって、当該情報に含まれる電話番号、氏名、生年月日、その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号、影像又は音声により当該発信者を識別できるもの(当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該発信者を識別できるものを含む。)をいう。

(2)事業用サービス利用者

発信者情報通知サービスを利用する法人その他の団体及び自己が営む事業において発信者情報通知サービスを利用する個人をいう。ただし、国及び地方公共団体を除く。

(3)記録

コンピューター等による自動処理を行うかどうかにかかわらず、通知された発信者個人情報を後に取り出すことができる状態で保存することをいう。ただし、発信者に対して折り返し通信を行う目的で一時的に発信者個人情報を保存する場合を除く。

3. 発信者個人情報の記録の制限等

- (1)事業用サービス利用者は、発信者個人情報を記録する場合には、記録目的を明確にし、その目的の達成に必要な範囲内で行わなければならない。
- (2)事業用サービス利用者は、発信者個人情報の記録を行う場合、情報主体に対し、発信者個人情報を記録すること及び記録目的を告げなければならない。ただし、情報主体が既にこれを知っている場合はこの限りではない。
- (3)事業用サービス利用者は、コンピューター等による自動処理により発信者個人情報の記録を行う電話番号について、誰もが知り得る簡便でわかりやすい方法で周知しなければならない。

4. 発信者個人情報の利用の制限

事業用サービス利用者は、記録目的の範囲を超えて、発信者個人情報を利 用してはならない。

5. 発信者個人情報の提供の制限

事業用サービス利用者は、発信者個人情報を外部へ提供してはならない。 ただし、次のいずれかに該当する場合には、記録目的にかかわらず、当該個 人情報を外部へ提供することができる。

- (1)発信者が外部への提供について同意した場合
- (2)法令の規定により提供が求められた場合

6. 不当な差別的取扱いの制限

事業用サービス利用者は、発信者情報通知サービスの利用に際し、不当な 差別的取扱いを行ってはならない。

7. 発信者個人情報の適正管理

- (1)事業用サービス利用者は、記録目的に応じて発信者個人情報の正確性を保つよう努めなければならない。
- (2)事業用サービス利用者は、発信者個人情報への不当なアクセス、その紛失、破壊、改ざん、漏洩等に対して適切な保護措置を講じなければならない。
- (3)事業用サービス利用者は、発信者個人情報の処理を外部に委託する場合には、契約等の法律行為に基づき、当該発信者個人情報に関する秘密の保持等に関する事項を明確にし、個人情報の保護に十分配慮しなければならない。

8. 事業用サービス利用者の発信者個人情報の開示および訂正・削除

- (1)事業用サービス利用者は、情報主体から自己に関する発信者個人情報 の開示の請求があった場合、本人であることを確認した上でこれに応じ なければならない。
- (2)事業用サービス利用者は、発信者個人情報に誤りがあって、情報主体から訂正・削除を求められた場合、正当な理由なく、その請求を拒んではならない。
- (3)事業用サービス利用者は、発信者個人情報の誤りを訂正・削除するまでは、その情報を利用してはならない。

■サービス利用マーク

「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」は、「発信者個人情報の記録を行う電話番号について、だれもが知り得るよう周知すること」と定めています。

サービス利用者は注文受付等にサービスを利用していることを一般のお客さまにお知らせする際に「サービス利用マーク」をご利用ください。

●広告使用例



●名刺使用例



「ナンバー・ディスプレイ」を利用しています。

ナンバー・ディスプレイ

〈提供条件〉

- ●ご契約いただけるのは、加入電話(小型ピンク電話を除く)をご利用のお客さまです。公衆電話などではご利用になれません。
- ●ダイヤルイン(モデムダイヤルインを除く)との重複契約はできません。
- ●一部提供できない地域があります。
- ●一部通信事業者(移動体通信事業者、IP電話事業者、国際電話含む)経由 の通話で電話番号を通知できない着信、公衆電話からの着信については 電話番号は表示されず、電話番号を通知できない理由*がディスプレイに 表示されます。

※「公衆電話」、「表示圏外」等

- ●かけてきた相手の利用電話回線が「通常非通知」のご契約になっている場合や電話番号の前に「184」をつけてかけてきた場合など、かけてきた相手の意思により電話番号を通知しない通話については電話番号は表示されず「非通知」表示となります。
- ●電話をかけてきた相手の方がIP電話から電話をかけてきた場合、電話番号および電話番号を表示できない理由*については、各IP電話事業者により異なります。また、表示された電話番号に折り返し電話をかけてもつながらない場合があります。(接続の可否および時期については各IP電話事業者により異なります。)

※「非通知」、「表示圏外」等

〈ご利用上の注意〉

- ●ナンバー・ディスプレイのご利用には、弊社へのお申し込みとナンバー・ディスプレイに対応した電話機やTA(ターミナルアダプタ)などの通信機器の設置とその設定が必要です。通信機器などに表示されている □マーク、d□マークはサービス対応の目印ですが、サービスに対応する通信機器であることを保証するものではありません。詳しくは、通信機器の販売店にお問い合わせいただくか、通信機器の取扱説明書をご参照ください。
- ●ご利用の通信機器によっては、IP電話をご利用中に加入電話に電話がかかってきても、電話番号も電話番号を表示できない理由も表示されない場合があります。
- ●ダイヤルインやi・ナンバーなどダイヤルイン等の番号をご利用の方から の着信の場合、相手のダイヤルイン等の番号と異なった電話番号が表示 されることがあります。

— ご注意ください! —

国内の固定電話や携帯電話から発信された場合、「O」以外から始まる番号が表示されることはありません。「O」以外から始まる番号が表示されているにもかかわらず、通話先が警察や官公庁などの公的機関を名乗るなど、あたかも国内から発信しているような内容を装っている場合には、振り込め詐欺等の可能性に十分ご注意ください。

ナンバー・リクエスト

〈提供条件〉

- ●ナンバー・ディスプレイと同様。
- ●ナンバー・リクエストをご利用いただくには、併せてナンバー・ディスプレイのご契約が必要です。
- ●一部通信事業者(移動体通信事業者、IP電話事業者、国際電話含む)経由の通話で電話番号を通知できない着信、公衆電話からの着信についてはメッセージ応答せず、そのまま着信します。
- ●弊社の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないときは、「開始」の設定が初期状態(「停止」)となる場合があります。その際は、ご利用時にお客さまにより再度「開始」の設定をしていただく必要があります。

〈ご利用上の注意〉

- ●サービスのご利用時はお客さまの開始・停止の設定が必要です。(契約時は停止状態です)
- ●メッセージによる応答時は電話機の呼び出し音は鳴りません。またその場合、かけてきた相手には通常の通話料金がかかります。
- ●INSネットでナンバー・リクエストをご利用になる場合、通信機器がサービスの開始・停止を行う機能(スティミュラス手順)をサポートしている必要があります。
- ●総務省の定める「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を尊重してご利用願います。
- ●本紙に記載されている内容は、加入電話およびINSネットをご利用のお客さま向けです。

< x =>	<メモ >